

児童クラブ利用についてのよくある質問

児童クラブの利用基準について

Q 祖父母と同居していますが、児童クラブの利用はできますか？

A 18歳以上 65歳未満の同一世帯の方が就労等により見守りが出来ない児童が入部の対象になるため、祖父母等が同居中でも別世帯であれば利用が可能です。ただし、世帯が同じであれば、たとえ住民票をおいたまま出られている場合でも勤務証明書等が必要であり、勤務証明書等が無い場合は利用が出来ません。

Q 出産に伴い休職しますが、児童クラブの利用はできますか？

A 休職される前に手続きをしていただくことで、産前産後の一定期間（産前 8 週の属する月初めから産後 8 週の属する月末まで、ただし双子以上の多子出産の場合は 1 4 週）は児童クラブの利用ができます。その後、年度内に復職される場合は、勤務証明書等を提出してください。改めて書類の内容に応じた利用期間を設定します。そのまま休職・退職等される場合は、退部届の提出が必要になります。提出がない場合は、料金が発生し続けますのでご注意ください。

Q 仕事を辞めました。退部しなければなりませんか？

A 仕事を辞めて、他に入部資格がなくなった場合は退部していただきます。ただし、常時利用の方は、次の仕事を探す場合、申立書の提出があれば最大 2 か月間、引き続き利用できます。この場合、所定の期日までに新しい勤務先の勤務（自営）証明書の提出があれば、その後も利用できます。

Q 長期休業期間のお昼ご飯はどうするのですか？

A 各家庭からお弁当とお茶を持参していただきます。また、常時利用期間中の土曜日や振替休業日、短縮授業日等、給食がない日も同様です。

Q 勉強を教えてもらえるのですか？

A 学習時間がありますので宿題や自主勉強をすることはできますが、指導員が勉強を教えることはありません。

Q 欠席する場合はどうしたらいいですか？

A 当日 8 時までには、学校と児童クラブの両方に必ず保護者から連絡してください。

Q 児童クラブでけがをした場合はどうなりますか？

A 詳細は、決定通知に同封の「スポーツ安全保険について」をご覧ください。学校で加入している保険とは別物です。保護者の手続きは必要ありません。不十分だと思われる場合は、個人で別の保険に加入してください。